

建設業許可申請の手引き

令和7年7月

福井県土木部土木管理課

目 次

I 建設業許可の概要

1. 建設業許可	1
2. 建設業の業種	1
3. 許可の区分	2
4. 許可の有効期間	2

II 建設業許可の要件

1. 適正な経營業務の体制	3
2. 適切な社会保険の加入	8
3. 営業所技術者等	9
4. 誠実性	11
5. 財産的基礎等	12
6. 欠格要件	13

III 建設業許可の申請手続き（書面申請）

1. 申請書の作成	15
2. 申請書類の提出先等	15
3. 申請書の受付、審査	16
4. 建設業許可の通知等	16
5. その他	17
6. 建設業法に基づく許可要件の調査について	18

IV 建設業許可を受けた後の留意事項

1. 変更届および廃業届の提出	22
2. 許可証明書の申請	22
3. 許可申請書等の閲覧	22

V 資料

1. 建設工事の種類（内容と例示）	23
2. 建設業許可申請書添付書類一覧	27
3. 建設業許可取得のために必要な資格一覧	28
4. 変更等届出事項および提出期限	34

V 許可を受けた地位の承継について

1. 概要	3 7
2. 注意事項	3 7
3. 認可申請の手続き	4 0
4. 【譲渡及び譲受け・合併・分割】認可申請書添付書類一覧	4 2
5. その他の提出書類	4 3
6. 認可後に提出が必要な書類	4 4
7. 【相続】認可申請書添付書類一覧	4 5

VI JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）を用いる場合の申請について

1. 概要	4 6
2. 注意事項	4 6
3. 申請手続（JCIP 利用）	4 6
4. 申請書の受付、審査	4 7
5. 建設業許可の通知等	4 8
6. 確認書類の添付について	4 8
7. その他	4 9

【申請書類の提出および問合せ先】	5 0
------------------	-----

I 建設業許可の概要

1. 建設業許可

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法（以下「法」という。）第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、次に掲げる「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合は、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

軽微な建設工事	建築一式工事	①工事1件の請負代金の額が1500万円に満たない工事 または、 ②延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
	上記以外の工事	工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※「木造住宅」とは、主要構造部が木造であって、住宅、共同住宅および店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

※請負代金の額には、消費税および地方消費税を含みます。

※請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額となります。

※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格または市場価格および運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額となります。

2. 建設業の業種

建設業の許可は、建設工事の種類ごとに受ける必要があります。

建設工事の種類は、2つの一式工事および27の専門工事の合計29の業種に分類されています。

一式工事とは、総合的な企画、指導および調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事であり、**一式工事の許可はすべての種類の工事を行うことができる許可ではありません。**各専門工事を請け負うためには、それぞれの建設業許可を取得する必要があります。

建設工事の種類	一式工事	土木工事業、建築工事業
	専門工事	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

3. 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

許可を受けようとする建設業者が設ける営業所の所在地の状況により、国土交通大臣または都道府県知事が許可を行います。

大臣許可	2 つ以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合
知事許可	1 つの都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合

※「営業所」とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここである営業所になります。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここである営業所には該当しません。

なお、許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外において営業することはできません。

(2) 一般建設業許可と特定建設業許可

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分されています。

特定許可	発注者から直接請け負った 1 件の建設工事について、下請代金の総額が 5, 000 万円以上（建築一式工事については 8, 000 万円以上）となる下請契約を締結して施工しようとする者
一般許可	上記以外の者

※下請代金の額には、消費税および地方消費税を含みます。

※特定許可が必要となる場合の下請代金の総額には、元請人が提供する材料等の価格は含みません。

4. 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から 5 年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間満了日の 30 日前までに、許可の更新の手続きをとらなければなりません。

※許可の満了日までに、更新の申請書が受付されなかった場合は、許可が失効し、新規の手続きから行うこととなります。

※許可の満了日までに更新の申請書を提出し受付された場合で、審査が終了しない場合は、許可の通知が届くまでの間は引き続き従前の許可が有効です。

Ⅱ 建設業許可の要件

建設業の許可を受けるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 適正な経營業務の体制 ・ ・ ・ 適正に建設業に係る経營業務を行うことができる体制を有すること
- (2) 適切な社会保険の加入 ・ ・ ・ 適切な社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入していること
- (3) 営業所技術者等 ・ ・ ・ ・ ・ 営業所ごとに技術者を専任で配置すること
- (4) 誠実性 ・ ・ ・ ・ ・ 請負契約に関して誠実性を有していること
- (5) 財産的基礎 ・ ・ ・ ・ ・ 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること
- (6) 欠格要件 ・ ・ ・ ・ ・ 欠格要件のいずれにも該当しないこと

1. 適正な経營業務の体制

建設業に関し、次のいずれかに該当する一定の経験を有する者（常勤役員等 1 人もしくは常勤役員等 1 人＋当該常勤役員等を直接補佐する者）を配置し、適正な経営体制を有することが必要です。

項 目	一般建設業 (法第 7 条第 1 号) (施行規則第 7 条第 1 号)	特定建設業 (法第 15 条第 1 号) (施行規則第 7 条第 1 号)
【法人の場合】 常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）のうち 1 人が右のイに該当することまたはロに該当する経営体制を有することまたはハに該当すること 【個人の場合】 事業主体または支配人（支配人登記簿に記載されているもの）のうち 1 人が右のイに該当することまたはロに該当する経営体制を有することまたはハに該当すること	イ 常勤役員等のうち 1 人が次のいずれかに該当する者であること。 (1) 建設業に関し 5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 (2) 建設業に関し 5 年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者 (3) 建設業に関し 6 年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者 ロ 常勤役員等のうち 1 人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における	同 左

	5年以上の建設業の業務経験に限る。以下、このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。 (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者 (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの	
--	---	--

(注1)「**常勤の役員**」とは、原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。したがって、他の法人の代表者、執行役員もしくは技術者・従業員、または議員、他の法律で専任性が求められている者(建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等。ただし、同一法人であり、同一営業所である場合を除く。)との兼務は認められません。「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事および事務局長等は含まれません。

(注2)「**これらに準ずる者**」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事および事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役または執行役に次ぐ地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については含まれます。

(注3)「**経營業務の管理責任者としての経験**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主または支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

(注4)「**建設業に関し**」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全ての建設業に関するものとして取り扱うこととします。

(注5)「**経營業務管理責任者を補助する業務に従事した経験(補佐経験)**」とは、経營業務の

管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主または支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者および技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般に従事した経験をいいます。

具体的には、法人における補佐経験については、雇用主の証明、辞令の写し、会社組織図、社内権限規程、許可を受けていた法人の許可通知書の写し、許可申請書の別表、当営業所の申請業種の工事施工金額等、個人事業主の補佐経験については、継続的な取引先の補佐歴証明、発注証明、戸籍抄本等で確認することになりますが、申請（被証明者）ごとに個別的、具体的に判断する必要があるため、必要に応じ、上記以外の書類についても提出を求めることがあります。

（注６）「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者または建設業を営む者における経験に限られます。

（注７）「直接に補佐する」とは、組織体系上および実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。また、常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その１人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができ、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数の担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱います。

【適正な経營業務の体制の確認資料】

経營業務管理責任者等の経験	確認書類
イ（１）の常勤役員等	【建設業に関し５年以上、役員であり建設業を経営していたことを確認するための資料】 - 法人の常勤役員等の場合 （例）当該法人の商業登記簿謄本（必要な場合は閉鎖登記簿謄本）、当該法人の建設業許可通知書（写）、経營業務の管理責任者証明書（写）、建設業に関する過去の発注証明書 等 - 個人事業主等の場合 （例）建設業に関する過去の発注証明書 等

イ（２）の常勤役員等	【建設業に関し５年以上、権限委譲を受けた執行役員等であり建設業を営んでいたことを確認するための資料】 ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役または執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための資料 （例）組織図 等 ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための資料 （例）業務分掌規程 等 ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための資料 （例）定款、執行役員規定、執行役員職務分掌規程、取締役就業規則、取締役会の議事録 等 ④執行役員等としての経験の期間を確認するための資料 （例）取締役会の議事録、人事発令書 等
イ（３）の常勤役員等	【建設業に関し６年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあり経營業務を補助していたことを確認するための資料】 ・法人の場合 ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための資料 被認定者による業務経験が補佐経験に該当することを確認するための資料 （例）組織図 等 ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための資料 （例）業務分掌規程、過去の稟議書 等 ③補佐期間を確認するための資料 （例）人事発令書 等 ・個人事業主の補佐 （例）補佐歴証明書、発注証明書、確定申告書（写） 等
ロ（１）の常勤役員等	【建設業に関し２年以上、役員等であり、かつこの期間と合わせて建設業に関し５年以上、役員又は役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理・労務管理・財務管理のいずれかに限る。）にあったことを確認するための資料】 ・建設業に関する役員等の経験については（イ（１）（２））に記載の資料 ・建設業に関する役員又は役員等に次ぐ職制上の地位の経験については（イ（３））に記載の資料
ロ（２）の常勤役員等	建設業に関し２年以上、役員等であり、かつこの期間と合わせて５年以上、役員等であったことを確認するための資料 ・役員等の経験については（イ（１）（２））に記載の資料

常勤役員等を直接に補佐する者	建設業に関し5年以上、申請者において財務管理・労務管理・業務運営に携わる部署に在籍し、業務経験を積んだことを確認するための資料 ①当該常勤役員等を「直接に補佐する」ことが確認するための資料 (例) 組織図 等 ②財務管理・労務管理・業務運営の経験を確認するための資料 (例) 業務分掌規程 等 ③財務管理・労務管理・業務運営の期間を確認するための資料 (例) 人事発令書 等
----------------	---

※発注証明書には、工事名、工事場所、工事請負金額、工期、工事請負人を具体的に明記し、発注者自らの記名押印が必要です。

※新規に許可を受けようとする建設業について、発注証明書に、1つとみなされる工事を複数に分割し別々に記載した場合、実質的に1つの工事とみなされるためそれぞれの工事請負金額の合計が軽微な工事の範囲内か確認することになり、軽微な工事を超える請負工事については経營業務の管理責任者としての経験として認められません。

※常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)、常勤役員等の略歴書(様式第7号の2別紙1)および常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書((様式第7号の2別紙2)の「従事した職務内容」の欄には、建設業に関し従事した職務の内容が明らかになるように具体的に記載してください。また、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に規定する欠格要件に該当する場合は虚偽申請として取り扱われますのでご注意ください。

<参考> 常勤役員等の過去の経営経験について(図示)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
イ (1)	【経営業務の管理責任者として【建設業の経営業務を管理】した経験					
イ (2)	【経営業務の管理責任者に準ずる地位（権限の委譲を受けた者）】 として【建設業の経営業務を管理】した経験					
イ (3)	【経営業務の管理責任者に準ずる地位】として 【建設業の経営業務管理責任者を補助】した経験					
ロ (1)	【役員等】として【2年以上】 【建設業】の経験	左を含め財務・労務・業務運営につき 【役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位】にあって 【5年以上】の【建設業】の経験				+
ロ (2)	【役員等】として【2年以上】 【建設業】の経験	左を含め【役員等】として 【5年以上】の経験				+
ハ	国土交通大臣により イ、ロと同等以上の経営体制を有すると認定されたもの					

※以下3名の直接補佐者（常勤役員等の直属の者）が必要
建設業の財務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の労務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の業務運営に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
（同一人の兼務可、経営業務の管理責任者との兼務不可）

2. 適切な社会保険の加入

法令上加入が義務付けられている社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）について、適切に加入していることが必要です。具体的には次のいずれにも該当する者であることを要件とします。ただし、適用除外の場合を除きます。

項 目	一般建設業 (法第7条第1号) (施行規則第7条第2号)	特定建設業 (法第15条第1号) (施行規則第7条第2号)
営業所（建設業法第3条に規定する営業所をいう。）ごとに右のいずれにも該当すること	イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。	同 左

【適切な社会保険の加入の確認書類】

社会保険の種類	確認書類
健康保険および 厚生年金保険	「保険料納入告知額・領収済額告知書」 「健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬額決定通知書」 等 ※被保険者整理番号にはマスキングを施してください。
雇用保険	「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え 「領収済通知書」 等

3. 営業所技術者等

許可を受けようとする営業所ごとに、次のいずれかに該当する技術者を専任で配置している必要があります。

項 目	一般建設業 (法第7条第2号)	特定建設業 (法第15条第2号)
営業所ごとに右のいずれかに該当する専任の技術者がいること	イ 許可を受けようとする建設業に関し、所定の学科を修めて高等学校や専修学校を卒業した後5年以上の実務の経験を有する者、または同様に大学もしくは高等専門学校、専修学校（※1）を卒業した後3年以上の実務の経験を有する者 ※1 専修学校を卒業した者で専門士および高度専門士の称号を称する者 ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上の実務の経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ・ロに掲げる者と同等以上の知識および技術または能力を有すると認める者(国家資格者等)	イ 許可を受けようとする建設業に応じた国家資格を有する者 ロ 一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金が4500万円以上であるものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ・ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者 ※ただし、指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）については、上記イまたはハでなければなりません。

（注1）「専任」とは、その営業所に常勤して、専らその職務に従事することをいいます。

そのため、営業所の営業所技術者等に登録された者は、一定の要件を満たす場合以外は工事現場の主任（監理）技術者を兼ねることはできませんのでご注意ください。

（注2）「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数を除き、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、または現場監督技術者として監督に従事した経験、土工およびその見習いに従事した経験等を含めて取り扱われています。

また、新規に許可を受けようとする建設業について軽微な工事を超える請負工事など、違法な工事の実務経験は認められません。

なお、許可切れ新規の場合であっても、実務経験証明が必要な場合は、実務経験証明書の提出が必要です。

(注3) この基準は、許可を受けようとする建設業について、表のイ・ロ・ハのいずれかに該当するものを建設業の業種ごとに置くことを求めるものではなく、したがって2以上の建設業について許可を受けようとする場合において、一の建設業について表のいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に表のいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしていることになります。

また、例えば、法第7条第2号ロの実務経験について同一の営業所技術者等が2業種を申請する場合、1業種につき最低10年以上、通算20年以上の経験が必要となります。

(注4) 電気工事および消防施設工事の実務経験のうち、それぞれ電気工事士法および消防法等により電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事について、免状交付を受けて従事したことが確認できない工事については実務経験として認められませんのでご注意ください。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請負ったものに限り実務経験期間に算入できます。

(注5) 「指導監督的実務経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4500万円以上（昭和59年10月1日前は請負代金の額が1500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前は3000万円以上でも良い）であるものに関し、2年以上建設工事の設計または施工の全般について、工事現場主任者または工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

(注6) 営業所技術者等と経營業務管理責任者との兼任については、同一営業所内に限って認められます。

(注7) 実務経験の確認書類である実務経験証明書について、実務経験期間が1年（12か月）以上の空白期間が生じないように記載してください。

【営業所技術者等の確認資料】

技術者の資格	確認書類
所定学科卒業＋実務経験（3年（5年）以上）	卒業証明書＋実務経験証明書（様式第9号）
実務経験（10年以上）	実務経験証明書（様式第9号）
国家資格等	資格証明書、技術検定合格通知書（交付日より6か月以内のもの）、監理技術者証（実務経験が必要な場合は、実務経験証明書（様式第9号））
指導監督的実務経験	指導監督的実務経験（様式第10号）

4. 誠実性

法人にあっては、当該法人、その非常勤役員を含む法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）および一定の使用人（支配人、営業所の代表者）が、個人にあっては、その者、および一定の使用人（支配人、営業所の代表者）が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

役員等とは、当該法人の役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

また、以下に該当する場合は、この基準を満たさないこととされています。

- ・ 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合

5. 財産的基礎等

請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかな者でないことが必要です。

項 目	一般建設業 (法第7条第4号)	特定建設業 (法第15条第3号)
請負契約を履行するに足る財産的基礎等を有すること	次の <u>いずれかに</u> 該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上であること。 ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者であること。(取引金融機関の融資証明、預金残高証明書等により確認) ハ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。(更新の場合のみ)	次の <u>すべてに</u> 該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を越えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2000万円以上であり、かつ自己資本の額が4000万円以上であること。

(注1) 財産的基礎の判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により行います。

(注2) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定および事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金および準備金の額を加えた額をいいます。

(注3) 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金および任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金および準備金を加えた額を上回る額をいいます。

(注4) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

(注5) 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額、個人にあっては期首資本金をいいます。

6. 欠格要件

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは許可を受けることができません。

項 目	一般建設業 (法第8条)	特定建設業 (法第17条)
欠格要件等	次のいずれかに該当する者は許可を受けることができません。 1 許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているとき。 2 法人にあっては、法人、その法人の役員等、支配人、その他支店長、営業所長等、個人にあっては、本人、支配人、その他支店長、営業所長等が次の要件に該当しているとき。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 不正の手段により許可を受けたことまたは営業停止処分に違反したこと等に該当することにより一般建設業の許可または特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 ③ 不正の手段により許可を受けたことまたは営業停止処分に違反したこと等に該当するとして一般建設業の許可または特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日または処分をしないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による廃業の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者 ④ 上記③に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による廃業の届出があった場合において、上記③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等もしくは令3条の使用人であった者または当該届出に係る個人の令3条の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者 ⑤ 法第28条第3項または第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者 ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑧ 建設業法、建設工事の施工もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものもしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項および第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、または刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した	

	ことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①から⑧または⑩（法人でその役員等のうちに①から④までまたは⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの ⑪ 法人でその役員等または令3条の使用人のうちに、上記①から④までまたは⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、③または④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等または令3条の使用人であった者を除く。）のあるもの ⑫ 個人でその令3条の使用人のうちに、上記①から④までまたは⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、③または④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の令3条の使用人であった者を除く。）のあるもの ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑭ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
--	---

（注1） 精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者の判断について、成年被後見人または被保佐人に該当しない者は当該欠格要件に該当しないこととする。

成年被後見人または被保佐人に該当する場合には医師の診断書などにより医師の所見等を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うこと可能と認められる場合には欠格要件に該当しないこととする。

（注2） 建設業許可を取得した後に欠格要件に該当することになった場合は、許可取消し処分の対象となりますので、ご注意ください。

Ⅲ 建設業許可の申請手続き（書面申請）

1. 申請書の作成

建設業許可を受けるためには、申請書および添付書類を作成し、最寄りの土木事務所へ提出してください。

許可制度の概要および許可申請書の様式について、福井県ホームページに紹介していますのでご確認ください。（許可申請書様式は、国土交通省のホームページを案内しています。）

また、建設業許可申請書を受け付けた後、許可に係る営業所、経營業務の管理責任者、営業所技術者等について営業所調査を行いますので、申請書とあわせて調査依頼書を提出してください。

営業所調査および営業所調査依頼書については、本手引きのP 18～20をご確認ください。

[福井県ホームページ]

○建設業許可制度の概要、申請書様式について

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kyoka.html>

「福井県トップページ」→「組織部署から探す」→「土木部」→「土木管理課」→「建設業許可制度」

[国土交通省ホームページ]

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

2. 申請書類の提出先等

（1）提出場所

営業所の所在地	提出先
福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課
あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課
大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課
鯖江市 越前市 池田町 南越前町 丹生郡越前町	丹南土木事務所総務課
敦賀市 美浜町 若狭町のうち旧三方町の区域	敦賀土木事務所総務課
小浜市 高浜町 おおい町 若狭町のうち旧上中町の区域	小浜土木事務所総務課

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出部数

- ・ 福井県知事許可 正本 1 部、副本 1 部、控 1 部

(3) 申請手数料

- ・ 福井県知事許可

新規許可 90,000 円

更新 50,000 円

業種追加 50,000 円

その他上記の組み合わせにより加算されます。

※福井県知事許可の申請手数料納付方法

- ① キャッシュレス決済端末による納付
- ② コンビニエンスストアでの納付（手数料納付システム）
- ③ クレジットカードによるWEB上での納付（手数料納付システム）

上記の①～③のいずれかの方法で納付してください。

②または③の方法で手数料を納付する場合は、下記のURLから手数料納付システムに進み、納付手続きを行ってください。

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/tesuuryou.html>

※一般建設業許可と特定建設業許可を同時に申請する場合や更新許可申請と業種追加許可申請を同時に申請する場合は、それぞれの手数料が必要となるためご注意ください。

3. 申請書の受付、審査

受付窓口において、申請書が許可の基準を満たしているか、記入漏れや内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。受付終了後、申請書の内容が正しいか等の審査を行います。

なお、更新の申請の場合、提出しなければならない「事業年度終了の変更届」の提出がない場合は申請書の受付ができませんのでご注意ください。

4. 建設業許可の通知等

審査が終了し、許可となった場合は許可通知書を送付します。

通常、申請書受付後 40 日程度の審査期間を要します。（大臣許可については、近畿地方整備局へお問い合わせください。）

ただし、受付された場合であっても、内容に疑義、不備がある場合はそれ以上の期間がかかる場合があります。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合はできる限り速やかに提出してください。

なお、審査の結果、申請内容が許可要件、基準に適合していない場合は、許可は拒否されます。

5. その他

- ・工事経歴書（様式第2号）の「注文者」および「工事名」の記入にあたっては、例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」と記入するなど、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう注意してください。
- ・申請書に添付する公的機関の証明書類（商業登記簿謄本、納税証明書、成年被後見人等でない旨の登記事項証明書および市町村長の身分証明書等）は**原本を添付**してください。また、これら公的機関が発行する書類については、**申請日の3か月以内（金融機関の残高証明書については申請日の1か月以内）に発行されたものを添付**してください。

ただし、県税の納税情報の確認に関する同意書を提出した場合は、納税証明書の提出を省略できます。

- ・許可の申請をした者が、都合によりその申請の取り下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。この場合、申請手数料は還付できません。

6. 建設業法に基づく許可要件の調査について

建設業法に基づく福井県知事許可の新規・般特新規・更新・業種追加の許可申請（新たな人が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者または営業所技術者等になる場合に限る。）、許可を受けた地位の承継に係る認可申請、営業所の新設もしくは住所変更の届出、または、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者もしくは営業所技術者等の変更の届出をされる方は下記の書類を提出してください。

記

- 1 新規、般特新規、更新、業種追加の許可申請、許可を受けた地位の承継に係る認可申請で本店の調査依頼を行う場合（申請者が申請書を提出する土木事務所に提出する。）
 - ① 許可申請書または認可申請書
 - ② 営業所調査依頼書
 - ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
 - ④ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
※営業所技術者等が労働者である場合に、最低賃金を下回る賃金で雇用されている場合などは原則として常勤性等が認められないため注意してください。
 - ⑤ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真（新規の場合以外には建設業法第40条に規定する標識の掲示が確認できるものを添付してください。）
- 2 新規、般特新規、更新、業種追加の許可申請、許可を受けた地位の承継に係る認可申請で従たる営業所の調査依頼を行う場合（申請者が従たる営業所を管轄する土木事務所に提出し、結果報告を受領後、申請書正本を提出した土木事務所に調査票を提出してください。）
 - ① 許可申請書または認可申請書（許可申請書または認可申請書、別表、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）または常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）、営業所技術者等証明書（様式第8号（1）または（2））、令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）、令3条に定める使用人の略歴書（様式第13号）のすべてのコピー）
 - ② 営業所調査依頼書
 - ③ 営業所技術者等の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
 - ④ 営業所技術者等、令3条に規定する使用人の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）
役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。

※営業所技術者等が労働者である場合に、最低賃金を下回る賃金で雇用されている場合などは原則として常勤性等が認められないため注意してください。

- ⑤ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真（新規の場合以外には建設業法第40条に規定する標識の掲示が確認できるものを添付してください。）

3 営業所の新設または住所変更の場合に当該営業所の調査依頼を行う場合

- ① 変更届出書等（変更届出書（様式第22号の2）、別表、営業所技術者等証明書（様式第8号（1）、令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）、令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第13号）のすべてのコピー）
- ② 営業所技術者等の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
- ③ 営業所技術者等、令第3条に規定する使用人の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）

なお、役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。

※営業所技術者等が労働者である場合に、最低賃金を下回る賃金で雇用されている場合などは原則として常勤性等が認められないため注意してください。

- ④ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真

4 すでに許可を受けた建設業者が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者または営業所技術者等の変更届出を行う場合

- ① 変更届出書（役員等（様式第22号の2））、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）または常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）、営業所技術者等証明書（変更、追加様式第8号（1））
- ② 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）

（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）

※保険者番号および被保険者等記号・番号には、マスキングを施してください。

- ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）
役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。

※営業所技術者等が労働者である場合に、最低賃金を下回る賃金で雇用されている場合などは原則として常勤性等が認められないため注意してください。

※ 上記書類のうち常勤性を確認する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿（写）、賃金台帳（写）について、許可を受けた地位の承継に係る認可申請を行うときに、承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日まで承継元に在籍している等の理由により認可申請時に提出できない場合は、承継後提出が必要な書類（建設業許可申請の手引き P39 参照）を提出する際に提出してください。

※ 従たる営業所の調査依頼を行った場合、調査票（報告書）の郵送をご希望の場合は、
110円切手を貼った返信用封筒（宛先を記載してください。）を一部提出してください。

（※1）

- ・健康保険証の写し(申請時点で有効なもの)
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしている場合】
資格情報のお知らせの写し、資格確認証の写し、マイナポータルに表示される被保険者資格情報が分かる画面を印刷したもの

※上記書類のいずれかで確認できない場合は、所属企業の雇用証明書の写し等を提出してください。

連絡先：

土木名	住所	電話番号	所轄市町
福井土木	910-0853 福井市城東 4-28-1	0776-24-5111	福井市、永平寺町
三国土木	913-0011 坂井市三国町水居 17-45	0776-82-1111	坂井市、あわら市
奥越土木	912-0016 大野市友江 11-14	0779-66-1221	大野市、勝山市
丹南土木	915-0882 越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4545	越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町
敦賀土木	914-0811 敦賀市中央町 1-7-36	0770-22-4661	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)
小浜土木	917-0241 小浜市遠敷 1-101	0770-56-2100	小浜市、若狭町(旧上中町) おおい町、高浜町

※各土木事務所総務課 建設業許可担当までお問合せください。

令和 年 月 日

土木事務所長 様

所在地
申請者
商号または名称
代表者氏名

建設業法に基づく許可要件の調査について（依頼）

今般、建設業法に基づく福井県知事許可・認可の申請（届出）を行ったので、下記の営業所、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者、当該営業所に置いている営業所技術者等および令3条に規定する使用人が、建設業法に規定する要件に適合しているか否かの調査をお願いします。

記

既に許可を受けている 場合は その許可番号		般 一 第 号 特
主たる営業所の所在する都道府県		
許可の区分		一般 特定 建設業
営業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
	所有区分の別	自己所有 ・ 賃貸借
常勤役員等 （経營業務の管理責任者等）	氏名	
常勤役員等	氏名	
直接に補佐する者	氏名	
	氏名	
令3条使用人	氏名	
営業所技術者等	氏名	
	氏名	
	氏名	

IV 建設業許可を受けた後の留意事項

1. 変更届および廃業届の提出

建設業許可申請時の事項に変更があった場合は、変更届を提出しなければなりません。届出がされていない場合は、許可の更新ができないことがあります。

(P20～21 を参照してください。)

また、建設業許可を受けた方は、毎事業年度終了後 4 か月以内に「事業年度終了変更届」を提出しなければなりません。提出がない場合は、建設業許可の更新等の申請書の受付ができませんのでご注意ください。

平成 27 年 4 月 1 日より、当該法人の役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者に変更があった場合に変更届の提出が必要とされています。(平成 27 年 4 月 1 日以前から役員等になっている者については変更届の提出は不要です。)

※変更届の様式は福井県のホームページをご確認ください。

[福井県ホームページ]

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kensetugyoukyokahenkoutodoke.html>

「福井県トップページ」→「組織部署から探す」→「土木部」→「土木管理課」
→「建設業許可制度」→「建設業許可変更届について」

2. 許可証明書の申請

許可通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。また、商号名称や代表者氏名等の変更があった場合でも、その都度、改めて許可通知書は発行されません。

そのため、紛失等の際は、建設業許可証明書の発行を申請することができます。(大臣許可については、近畿地方整備局へお問い合わせください。)

申請手数料 200 円 (キャッシュレス決済端末 or 手数料納付システム)

3. 許可申請書等の閲覧

福井県知事許可業者の許可申請書等について、福井県土木部土木管理課に閲覧所を設けて閲覧に供しています。閲覧は無料で、どなたでも閲覧することができます。

なお、大臣許可業者については、平成 27 年 4 月 1 日以降は、都道府県で閲覧をすることができないこととされています。(大臣許可については、近畿地方整備局へお問い合わせください。)

V 資料

1. 建設工事の種類（内容と例示）

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事

塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事業	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォー

			ル取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

2. 建設業許可申請書添付書類一覧

様式番号	申請書・添付書類	申請区分							変更										届出											
		1 新規	2 許可 切 れ	3 許可 換 え	4 般 特 新 規	5 業 種 追 加	6 7 8 9 更 新	商 号 等	営 業 所	資 本 金	役 員 等	支 配 人	使 用 人	(経 営 者 等)	常 勤 役 員 等	及 び 補 佐 者	常 勤 役 員 等	加 入 状 況	健 康 保 険 等	営 業 所 技 術 者 等	事 業 年 度 終 了	欠 格 要 件 等	廃 業							
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○																							
別紙1	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○				○																			
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○																							
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)						○	○																						
別紙3	許可手数料領収書はり付け	○	○	○	○	○	○	○																						
	申込番号記入欄(手数料納付システムを利用する場合は添付)	△	△	△	△	△	△	△																						
別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○		△										○										
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○		○														○								
第3号	直前3年における工事施工金額	○	○	○	○	○		○														○								
第4号	使用人数	○	○	○	○	○		○															●							
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○		△		△	△	△																
	成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○		△		△	△	△																
	市町村長の身分証明書	○	○	○	○	○	○	○		△		△	△	△																
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	A	○(A、B)のいずれか								△				○															
別紙	常勤役員等の略歴書										△				○															
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書									B												○								
別紙1	常勤役員等の略歴書																					○								
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書																					○								
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○										○			△									
	適切な経營業務の体制の確認書類(P5～7参照)	○	○	○	○			○							○	○														
	適切な社会保険の加入の確認書類(P8参照)	○	○	○	○	○	○	○										○			△									
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○		○		△										○										
	卒業証明書	△	△	△	△	△		△		△										△										
第9号	実務経歴証明書	△	△	△	△	△		△		△										△										
	資格証明書	△	△	△	△	△		△		△										△										
第10号	指導監督の実務経歴証明書	△	△	△	△	△		△		△										△										
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	△	△	△	△		△			△	△							△									
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○				△																		
第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	△	△	△	△	△		△			△	△																
第14号	株主(出資者)調書(法人のみ)	○	○	○			●	●																						
第15号	貸借対照表(法人用)	○	○	○	○			△													○									
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人用)	○	○	○	○			△													○									
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)	○	○	○	○			△													○									
第17号の2	注記表(法人用)	○	○	○	○			△													○									
第17号の3	附属明細表(法人用)	○	○	○	○			△													○									
	定款(法人のみ)	○	○	○			●	●													△									
	商業登記簿謄本(法人のみ)	○	○	○	△		●	●	○	○	○	○	○																	
	事業報告書																				○									
第18号	貸借対照表(個人用)	○	○	○	○			△													○									
第19号	損益計算書(個人用)	○	○	○	○			△													○									
第20号	営業の沿革	○	○	○			○	○																						
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○			●	●																						
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○			●	●																						
	預金残高証明書(一般建設業許可のみ)	△	△	△																										
	納税証明書(同意書の提出がない場合のみ)	○	○	○																	○									
	県税の納税情報の確認に関する同意書	△	△	△																	△									
第22号2	変更届出書(第1面)								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
第2面	変更届出書(第2面)									○																				
第22号3	届出書(欠格要件等)														△	△			△		○									
	届出書(事業年度終了)																				○									
第22号4	廃業届																						○							
	許可通知書の写し(前許可行政庁)			○																										

○△● …○は必要書類 △は場合により必要な書類 ●は変更がなければ不要な書類だがなるべく添付してもらいたい書類

- ※1 許可切れとは、以前許可を受けていたものが、そのときの経営者を今回申請の経営者とするをいう。
- ※2 許可換えとは、許可を受けている業者が、別の許可権者にかかる許可業者となるべく申請を行うをいう。
- ※3 般特新規とは、一般許可しか有しない業者が、特定許可を申請する、またはその逆の申請をすることをいう。
- ※4 申請区分欄について。 6＝般特新規＋業種追加 7＝般特新規＋更新 8＝業種追加＋更新 9＝般特新規＋業種追加＋更新
- ※5 成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、医師の診断書などにより、医師の所見等を考慮した上で、建設業に適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが可能かを審査するので、個別に問い合わせること。なお、この場合であっても、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書は必要となる。
- ※6 法定様式については押印不要、ただし、確認書類等として提出する任意様式の証明書等については押印が必要であるため、注意すること。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）
「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 【「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年）「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）】

コード		資格区分		建設業の種類																														
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	汚	清	解		
01		法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02		法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	1級建設機械施工士	7				7							7																			
		12	2級建設機械施工士（第1種～第6種）	7				7							7																			
		13	1級土木施工管理士（注1）	7		7*	7	7	7*				7*	7	7*	7	7			7	7*			7*			7*	7		7*	7			
		1H	1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
		14	2級土木施工管理士（注1）	7		7〇	7	7	7〇				7〇	7	7〇	7	7			7〇	7〇			7〇			7〇	7	7〇	7	7〇	7		
		1J	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		15	2級土木施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		1K	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		16	2級土木施工管理技士				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		1L	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		20	1級建築施工管理士（注1）	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7*	7			7	7*	7*	7*	7			
		2C	1級建築施工管理技士補			7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*				7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
		21	2級建築施工管理士（注1）	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7			
		22		7	7〇	7	7〇	7	7〇			7	7	7			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7			
		23		7	7	7〇	7	7	7			7	7〇			7	7	7	7	7	7	7〇	7			7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
		2D	2級建築施工管理技士補			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
		27	1級電気工事施工管理技士								7												7*							7*				
		2E	1級電気工事施工管理技士補																			7*								7*				
		28	2級電気工事施工管理技士								7												7〇							7〇				
		2F	2級電気工事施工管理技士補																			7〇								7〇				
		29	1級管工事施工管理技士									7			7*		7*	7*					7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*			
		2G	1級管工事施工管理技士補												7*		7*	7*					7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*			
		30	2級管工事施工管理技士									7			7〇		7〇	7〇					7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇		
		3A	2級管工事施工管理技士補												7〇		7〇	7〇					7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇		
		31	1級電気設備工事施工管理技士																						7									
		32	2級電気設備工事施工管理技士																						7									
		33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*			7	7*		7*	7*	7*	7*	7*	
		3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*			7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	
34	2級造園施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			
3E	2級造園施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			
建築士法	免許証	37	1級建築士		7	7				7			7	7								7												
		38	2級建築士		7	7				7			7									7												
		39	木造建築士			7																												
技術士法	登録証	41	建設（「鋼筋造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼筋造及びコンクリートを除く）	7				7			7					7	7										7					7		
		42	建設「鋼筋造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼筋造及びコンクリート」	7				7			7			7	7	7											7					7		
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	7				7																				7						
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」									7													7									
		45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																					7										
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」											7										7										
		47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）																											7				
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」											7															7					
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	7				7														7												
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																									7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	7				7																				7						
		52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）										7																					
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」											7																7				
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」											7																7	7			
電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士									7																						
		56	第2種電気工事士										7																					
電気事業法	免状	58	電気主任技術者（第1種～第3種）										7																					
電気通信事業法	専任者	59	電気通信主任技術者																						7									
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者										7																					
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																												7			
		69	乙種 消防設備士																												7			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	汚	清	解		

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2／3

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		7																											
	64	型枠施工		7	7																										
	72	左官			7																										
	57	とび・とび工				7																									7
	73	コンクリート圧送施工				7																									
	66	ウェルポイント施工				7																									
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
	75	給排水衛生設備配管								7																					
	76	配管（注2）・配管工								7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7						7																
	77	タイル張り・タイル張り工									7																				
	78	築炉・築炉工・れんが積み										7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																				
	80	石工・石材施工・石積み					7																								
	81	鉄工（注3）・製錬											7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）												7																	
	83	工場板金																	7												
	84	板金・建築板金・板金工（注5）						7											7												
	85	板金・板金工・打出し板金																		7											
	86	かわらぶき・スレート施工						7																							
	87	ガラス施工																		7											
	88	塗装（注7）・木工塗装・木工塗装工																			7										
	89	建築塗装・建築塗装工																			7										
	90	金属塗装・金属塗装工																			7										
	91	噴霧塗装																			7										
	67	路面標示施工																			7										
	92	雪製作・雪工																				7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				7									
94	熱絶縁施工																					7									
95	建具製作・建具工・木工（注6）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7				
96	造園																								7						
97	防水施工																		7												
98	さく井																										7				
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
61 40 62 63 60 36	地すべり防止工事	【1年】																											
	基礎ぐい工事																												
	建築設備士	【1年】																											
	計装	【1年】																											
	解体工事																												
	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者	7																									
			登録送電線工事基幹技能者	7																									
			登録橋梁基幹技能者	7																									
			登録造園基幹技能者	7																									
			登録コンクリート圧送基幹技能者	7																									
			登録圧入工基幹技能者	7																									
			登録防水基幹技能者	7																									
			登録トンネル基幹技能者	7																									
			登録建設塗装基幹技能者	7																									
			登録左官基幹技能者	7																									
			登録機械土工基幹技能者	7																									
			登録海上起重基幹技能者	7																									
			登録PC基幹技能者	7																									
			登録鉄筋基幹技能者	7																									
			登録圧接基幹技能者	7																									
			登録型枠基幹技能者	7																									
			登録配管基幹技能者	7																									
			登録高・土工基幹技能者	7																									
			登録切断穿孔基幹技能者	7																									
			登録内装仕上工事基幹技能者	7																									
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	7																									
			登録エクステリア基幹技能者	7																									
			登録建築板金基幹技能者	7																									
			登録外壁仕上基幹技能者	7																									
			登録ダクト基幹技能者	7																									
			登録保温保冷基幹技能者	7																									
			登録グラウト基幹技能者	7																									
			登録冷凍空調基幹技能者	7																									
			登録運動施設基幹技能者	7																									
			登録基礎工基幹技能者	7																									
			登録タイル張り基幹技能者	7																									
			登録標識・路面標示基幹技能者	7																									
登録消火設備基幹技能者			7																										
登録さく井基幹技能者	7																												
登録建築大工基幹技能者	7																												
登録解体基幹技能者	7																												
登録硝子工事基幹技能者	7																												
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）																											

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 解体工事業：平成27年度までの合格者については、合格後実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要です。
- （注2） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注4） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注5） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注6） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注7） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）1／3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8O」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

				特定建設業指定7業種																												
コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	電	井	昇	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3										3								
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6		
建設業法（技術職定）	11	1級建設機械施工士	9				9							9																		
	12	2級建設機械施工士（第1種～第6種）					8																									
	13	1級土木施工管理技術士（注1）	9			8+	9	9	8+			8+	9	8+	9	9			9	8+		8+				8+		9	8+	9		
	1H	1級土木施工管理技術士補				8+	8+	8+	8+			8+		8+		8+		8+	8+		8+				8+		8+		8+	8+		
	14	2級土木施工管理技術士（注1）				8O	8	8	8O			8O		8O		8			8O	8O		8O				8O		8	8O	8		
	1J	2級土木施工管理技術士補				8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O			8O	8O		8O				8O		8O	8O	8O		
	15	2級土木施工管理技術士				8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O			8	8O		8O				8O		8O	8O	8O		
	1K	2級土木施工管理技術士補				8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O			8O	8O		8O				8O		8O	8O	8O		
	16	2級土木施工管理技術士				8O	8	8O	8O			8O		8O		8O			8O	8O		8O				8O		8O	8O	8O		
	1L	2級土木施工管理技術士補				8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O			8O	8O		8O				8O		8O	8O	8O		
	20	1級建築施工管理技術士（注1）			9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	8+	9				9	8+	8+	8+	9		
	2C	1級建築施工管理技術士補				8+	8+	8+	8+			8+		8+		8+	8+	8+	8+	8+	8+	8+				8+	8+	8+	8+	8+		
	21	2級建築施工管理技術士（注1）				8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O		8O	8O	8O	8O	8O	8O				8O	8O	8O	8O		
	22	2級建築施工管理技術士（注1）				8	8O	8	8O			8		8			8O	8O	8O	8O	8O	8O	8O				8O	8O	8O	8O		
	23	2級建築施工管理技術士補				8	8	8O	8			8		8O			8	8	8	8	8	8O	8				8	8O	8O	8O		
	2D	2級建築施工管理技術士補				8O	8O	8O	8O			8O		8O			8O	8O	8O	8O	8O	8O	8O				8O	8O	8O	8O		
	27	1級電気工事施工管理技術士								9												8+							8+			
	2E	1級電気工事施工管理技術士補																				8+							8+			
	28	2級電気工事施工管理技術士																				8O							8O			
	2F	2級電気工事施工管理技術士補																				8O							8O			
	29	1級管工事施工管理技術士									9			8+		8+	8+					8+	8+				8+	8+	8+	8+		
	2G	1級管工事施工管理技術士補												8+		8+	8+					8+	8+				8+	8+	8+	8+		
	30	2級管工事施工管理技術士												8O		8O	8O					8O	8O				8O	8O	8O	8O		
	3A	2級管工事施工管理技術士補												8O		8O	8O					8O	8O				8O	8O	8O	8O		
	31	1級電気通信工事施工管理技術士																							9							
	32	2級電気通信工事施工管理技術士																							8							
33	1級造園施工管理技術士					8+	8+	8+	8+			8+		8+		8+	8+				8+			9	8+	8+	8+	8+	8+			
3D	1級造園施工管理技術士補					8+	8+	8+	8+			8+		8+		8+	8+				8+				8+	8+	8+	8+	8+			
34	2級造園施工管理技術士					8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O					8O	8O				8O	8O	8O	8O			
3E	2級造園施工管理技術士補					8O	8O	8O	8O			8O		8O		8O					8O	8O				8O	8O	8O	8O			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	電	井	昇	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士	9	9				9				9	9								9											
	38	2級建築士						8				8									8											
	39	木造建築士						8																								
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）」	9				9			9				9	9										9					9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」	9				9			9			9	9											9					9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」	9				9																									
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」								9															9							
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																						9								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体工学」又は「機械—熱工学」									9													9								
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）										9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」											9														9					
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」	9				9										9															
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																								9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」	9				9																			9						
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）										9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」											9																9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」											9																9	9		
電気工事法	55	第1種電気工事士																														
	56	第2種電気工事士																														
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																							8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者																														
消防法	68	甲種 消防設備士																												8		
	69	乙種 消防設備士																												8		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	電	井	昇	水	消	清	解

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2/3

[illegible]

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 3/3

[illegible]

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 解体工事業：平成27年度までの合格者については、合格後実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要です。
- (注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注7) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

4. 変更等届出事項および提出期限

(1) 提出期限：事実の発生から2週間以内

届 出 事 項	届出書類・添付書類等
①常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を変更したとき	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） 常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・経營業務の管理責任者等としての経験を証明する書類（発注証明書、商業登記簿謄本等） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿、賃金台帳等）
②常勤役員等および当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2） 常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1） 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・経營業務等の経験を証明する書類（発注証明書、商業登記簿謄本、組織図等） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿、賃金台帳等）
③婚姻等により常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となっている者の氏名が変更となったとき	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） 常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・戸籍抄本または住民票の抄本
④婚姻等により常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の氏名が変更となったとき	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2） 常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1） 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・戸籍抄本または住民票の抄本
⑤様式第7号の3記載の健康保険等の加入状況に変更が生じたとき（変更が従業員数のみの場合は除く）	健康保険等の加入状況（様式第7号の3） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・健康保険等の加入状況を確認する資料（保険料納入告知額・領収済額告知書、領収済通知書等）
⑥営業所の営業所技術者等を変更したとき	営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号） 営業所技術者等一覧表（様式第1号別紙4） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿、賃金台帳等）
⑦婚姻等により営業所の営業所技術者等となっている者の氏名が変更となったとき	営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号） 変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・営業所技術者等一覧表（様式第1号別紙4）
⑧新たに営業所の代表者になった者があるとき	変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・誓約書（様式第6号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 ・一覧表（様式第11号） ・住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿、賃金台帳等）
⑨適正な経營業務の体制または営業所の営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったとき	変更届出書（様式第22号の2） 届出書（様式第22号の3）
⑩建設業法第8条第1号および第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき	届出書（様式第22号の3）

(2) 提出期限：事実の発生から30日以内

届出事項	届出書類・添付書類等
①商号または名称を変更したとき	変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合
②既存の営業所について、 （ア）その名称 （イ）所在地 （ウ）営業所において営業を行う建設業の種類のいずれかを変更したとき	変更届出書（様式第22号の2）（第一面） 変更届出書（様式第22号の2）（第二面） 《添付》 ・登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合
③資本金額（または出資金額）に変更があったとき	変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・登記事項証明書 ・株主（出資者）調書（様式第14号） ※商業登記の変更を必要とする場合
④法人の役員等、個人の事業主または支配人の氏名に変更があったとき	変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・登記事項証明書 ・役員等の一覧表（様式第1号別紙1）（法人の場合）
⑤営業所の新設をしたとき	変更届出書（様式第22号の2）（第一面） 変更届出書（様式第22号の2）（第二面） 《添付》 ●当該営業所の代表者に関する書類 ・誓約書（様式第6号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 ・一覧表（様式第11号） ・住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】 （出勤簿、賃金台帳等） ●当該営業所の営業所技術者等に関する書類 ・営業所技術者等証明書（様式第8号） ・営業所技術者等一覧表（様式第1号別紙） ・新たな技術者の技術資格に関する書面 （技術検定合格証明書等） ・常勤性を確認する書類【正本のみ添付】 （健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿、賃金台帳等） ●登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合
⑥新たに役員等、支配人となった者があるとき	変更届出書（様式第22号の2） 《添付》 ・誓約書（様式第6号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 ・住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） ・登記事項証明書 ・許可申請書（様式第1号）の別紙1（法人の場合） ※商業登記の変更を必要とする場合
⑦建設業を廃業等したとき （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき 【相続人が届出】 （イ）法人が合併により消滅したとき 【役員であった者が届出】 （ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】 （エ）法人が合併または破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人が届出】 （オ）許可を受けた建設業を廃止したとき	廃業届（様式第22号の4）

(3) 提出期限：事業年度終了後 4 か月以内

届出事項および届出書類の様式等
変更届出書（県様式） 《添付》 ・ 工事経歴書（様式第2号） ・ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ・ 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）（従業員数に変更があった場合のみ） ・ 貸借対照表（法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります） ・ 損益計算書（法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります） ・ 株主資本等変動計算書（様式第17号）、注記表（様式第17号の2）（法人のみ） ・ 事業報告書（任意様式）（株式会社のみ） ・ 附属明細表（様式第17号の3）（株式会社のみ） ・ 納税証明書（同意書の提出がない場合のみ） ・ 県税の納税情報が確認に関する同意書 ・ 使用人数を記載した書面（様式第4号） ・ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ・ 定款（変更があった場合のみ）

(※1)

- ・ 健康保険証の写し(申請時点で有効なもの)
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしている場合】
資格情報のお知らせの写し、資格確認証の写し、マイナポータルに表示される被保険者資格情報が分かる画面を印刷したもの

※上記書類のいずれかで確認できない場合は、所属企業の雇用証明書の写し等を提出してください。

V 許可を受けた地位の承継について

1. 概要

事業譲渡等（譲渡及び譲受け（※）・合併・分割）の場合、事前に関係者全員の連署により申請を行い、認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元が有している建設業の許可を承継先が承継できます。

また、相続の場合、相続人が被相続人（許可を受けている個人）の営んでいた建設業を引き続き営むときは、死亡後30日以内に申請を行い、認可を受けることで被相続人の有していた許可を相続人が承継できます。

※個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合（いわゆる代替わり）、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合（いわゆる法人成り）を含みます。ただし、譲渡契約書がない等、必要書類が揃わない場合には申請できません。

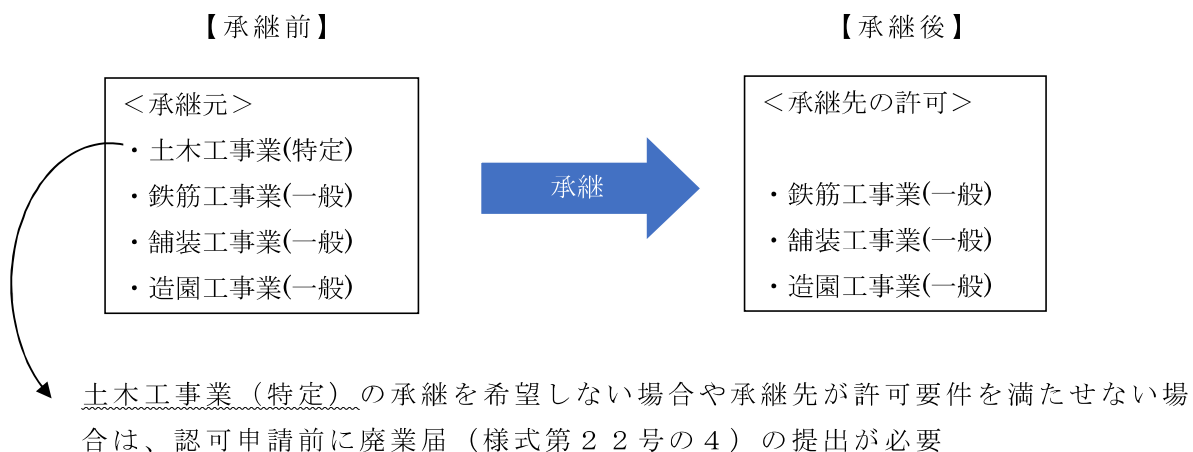
2. 注意事項

（1）承継する許可

この手続では、承継元が有している建設業の許可を全て承継することになります（承継する業種を選択することはできません。）

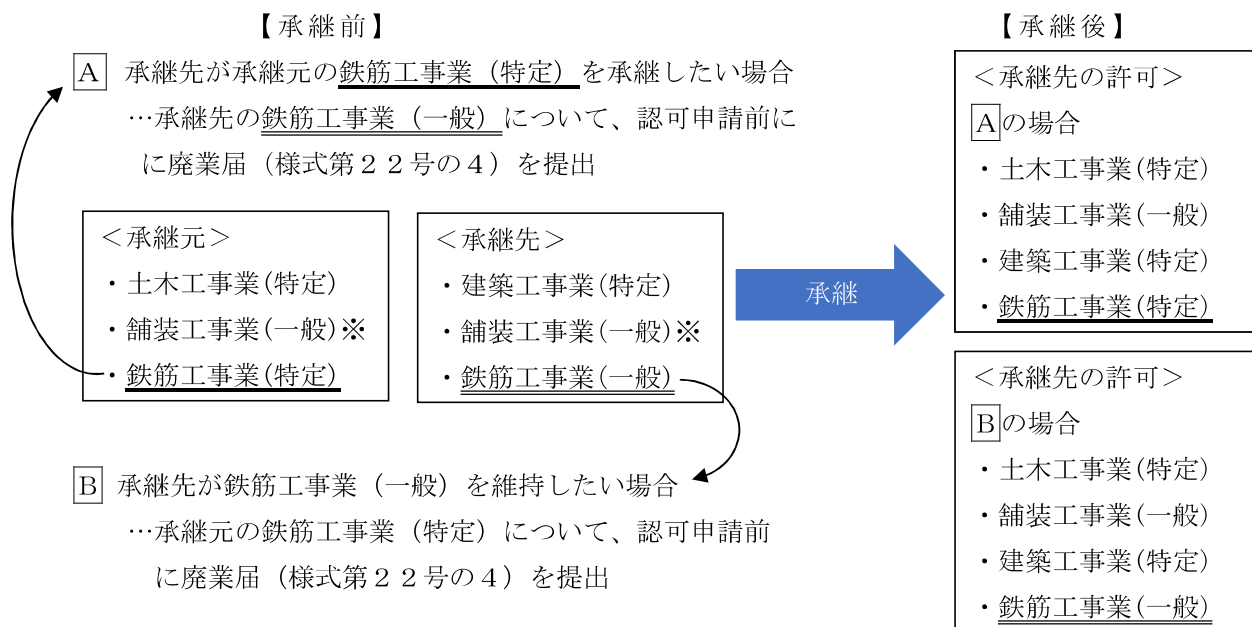
以下のケースでは、認可申請前の廃業手続が必要となりますのでご注意ください。

- （a）承継を希望しない業種がある場合や承継先が許可要件を満たせない場合
…あらかじめ承継元において当該業種を廃業する必要があります。



(b) 承継元および承継先が同一業種の許可を受けており、一般建設業と特定建設業の許可区分が異なる場合

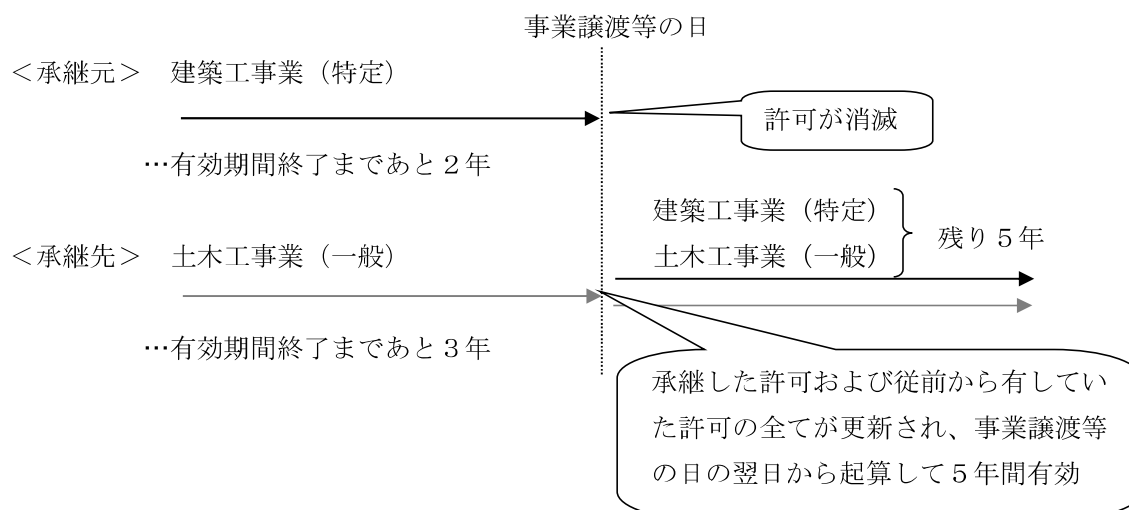
…承継元または承継先において、当該業種の許可を廃業する必要があります。



※舗装工事業（一般）のように、承継元および承継先が同一業種の許可を有していても、一般・特定の許可区分が同じである場合は、事前の廃業手続は不用です。

(2) 許可の有効期間

承継前に承継元および承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、事業譲渡等の日に承継する許可および承継先が受けていた許可の両方が全て更新されます。



(3) 承継先の許可番号

原則、承継元の許可番号となります。

ただし、承継先が従前から福井県知事許可を受けている場合は、承継後、承継元または承継先いずれの許可番号を使用するかを選択できます。引き続き使用する許可番号を認可申請書に記載してください。

(4) 承継の対象

この承継手続では、承継先は承継元の「建設業者としての地位を承継する」こととなります。

具体的には、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことをいいます。

このため、承継先は、承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することになります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った承継元そのものに対して刑罰を科すものですので、当該刑罰については、承継されません。

3. 認可申請の手続き

(1) 申請先

承継元が福井県知事許可業者であって、かつ、承継先が①②のいずれかの場合は、福井県が申請窓口となります。

①福井県知事許可を受けている場合

②どこからも建設業の許可を受けていない場合（承継先が合併、分割により新設される場合を含む。）

上記以外は、国土交通省地方整備局または他の都道府県許可部局が認可しますので、各申請窓口にお問い合わせください。

詳細は、以下をご確認ください。

			承継元		
			大臣 許可	知事許可	
				福井県	福井県以外
承継先	大臣許可		大臣	大臣	大臣
	知事許可	福井県	大臣	福井県	大臣
		福井県以外	大臣	大臣	大臣（※）
	許可なし		大臣	福井県	当該都道府県

※承継元および承継先の全てが同一の都道府県知事許可である場合は、当該都道府県知事

福井県が申請先となる場合、承継先の主たる営業所所在地を管轄する福井県の各土木事務所に申請してください。

例）福井土木事務所管内業者の許可を、主たる営業所所在地が三国土木事務所管内の者に承継させる場合、三国土木事務所に認可申請書を提出。

(2) 提出部数

- ・福井県知事許可 正本1部、副本1部、控1部

(3) 申請手数料

申請手数料は不用です。

(4) 提出期限

福井県が申請窓口となる場合、事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請については、事業譲渡等の日の3か月前から40日前までに申請してください。

また、相続の認可申請については、被相続人の死亡後 30 日以内に申請してください。

なお、この提出期限を経過した場合、認可申請は受け付けられません。この場合、承継元または被相続人に係る廃業日を記入した廃業届（様式第 22 号の 4）を提出の上、承継先または相続人が新規・業種追加等により許可を受ける必要があります。（許可の空白期間が生じますのでご注意ください。）

4.【譲渡及び譲受け・合併・分割】認可申請書添付書類一覧

様式番号	申請書・添付書類		申請の区分			
			譲渡及び譲受け		合併	分割
			承継先が			
			法人	個人		
譲渡：第22号の5 合併：第22号の7 分割：第22号の8	認可申請書		○	○	○	○
別紙1	役員等の一覧表		○		○	○
別紙2	営業所一覧表		○	○	○	○
別紙3	営業所技術者等一覧表		○	○	○	○
第2号	工事経歴書		▽	▽	▽※	▽※
第3号	直前3年における工事施工金額		○	○	○※	○※
第4号	使用人数		○	○	○	○
第6号	誓約書		○	○	○	○
	成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		○	○	○	○
	市町村長の身分証明書		○	○	○	○
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	A	▼(A、B)のいずれか			
別紙	常勤役員等の略歴書					
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	B				
別紙1	常勤役員等の略歴書					
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書					
第7号の3	健康保険等の加入状況(承継の日から2週間以内に提出)		○	○	○	○
	適切な経營業務の体制の確認書類(P5～7参照)		▼	▼	▼	▼
	適切な社会保険の加入の確認書類(P8参照)(承継の日から2週間以内に提出)		○	○	○	○
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)		○(注)	○(注)	○(注)	○(注)
	卒業証明書		□	□	□	□
第9号	実務経歴証明書		□	□	□	□
	資格証明書		□	□	□	□
第10号	指導監督の実務経歴証明書		□	□	□	□
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表		△	△	△	△
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書		○	○	○	○
第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△	△
第14号	株主(出資者)調書(法人のみ)		▼		▼	▼
第15号	貸借対照表(法人用)		▲		▲※	▲※
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人用)		▲		▲※	▲※
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)		▲		▲※	▲※
第17号の2	注記表(法人用)		▲		▲※	▲※
第17号の3	附属明細表(法人用)		▲		▲※	▲※
	定款(法人のみ)		▼		▼	▼
	商業登記簿謄本(法人のみ)		▼		▼※	▼※
第18号	貸借対照表(個人用)			▲		
第19号	損益計算書(個人用)			▲		
第20号	営業の沿革		○	○	○※	○※
第20号の2	所属建設業者団体		▼	▼	▼※	▼※
第20号の3	主要取引金融機関名		▼	▼	▼	▼
第22号の6	誓約書		○	○	○	○
	預金残高証明書(一般建設業許可のみ)		△	△	△	△
	納税証明書(同意書の提出がない場合のみ)		▲	▲	▲※	▲※
	県税の納税情報の確認に関する同意書		▲	▲	▲※	▲※

○…必要書類

△…場合により必要な書類

承継先が建設業者(建設業の許可を受けている者)である場合に、
 (▲…事業年度終了後の変更届が提出済みであれば省略可能な書類、
 ▼…すでに許可を有している業種については作成不要な書類(前提として事業年度終了後の変更届が提出済みであること)、
 ▼…すでに提出された書類から変更がなければ省略可能な書類)

□…すでに承継元または承継先で営業所技術者等となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない

場合は省略可能な書類

※…承継先の法人が、合併の場合は合併により、分割の場合は新設分割により新たに設立される法人であるときは作成不要なもの

このうち、承継後、一定期間内に提出が必要な様式(別紙参照)があるため、注意すること

(注)…承継先が許可を有していない場合は、承継する業種に係る営業所技術者等について記載すること(区分「1」：新規許可等)、
 承継先がすでに許可を有している場合は、認可により新たに許可を有することになる業種に係る営業所技術者等について、
 記載すること(区分「3」：営業所技術者等の追加)、なお、すでに承継元または承継先で営業所技術者等となっており、承継後の
 の担当業種や資格区分に変更がない場合は添付省略可能

5.【その他の提出書類】

書 類 の 名 称	申請の区分				備考又は 確認書類
	譲渡及び譲受け 承継先が	合併	分割		
	法人 個人				
譲渡及び譲受けに関する契約書（写）	○	○			・株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く）が必要 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書が必要
合併契約書及び合併比率説明書			○		株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く）が必要
分割契約書（新設分割の場合においては、新設分割計画書（写）及び分割比率説明書				○	株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く）が必要
合併又は分割の方法及び条件が記載された書類			○	○	・合併の場合、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）が記載されたもの ・分割の場合、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件が記載されたもの
次のうち、いずれかの書類 ①株主総会又は、社員総会の決議録（写） ②無限責任社員又は総社員の同意書（写） ③意志の決定を証する書類（写）	○		○	○	・譲渡の場合、譲渡人又は譲受人が法人の場合に必要な ・①②については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての承継人）及び承継人それぞれについて提出が必要 ・簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあつては、事業承継に関する③の書類を提出すること

6. 認可後に提出が必要な書類

認可後、許可を承継した承継人は、以下の書類を提出する必要があります。
期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可取消し事由に該当しますのでご注意ください。

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	備考
・譲渡により許可を承継した者 ・合併により許可を承継した法人（合併により新設された法人を含む。） ・分割により許可を承継した法人（新設分割により設立され、許可を承継した法人を含む。）	承継の日から2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	加入状況の確認書類が必要 詳細はP8参照
・合併により新設され、許可を承継した法人 ・新設分割により設立され、許可を承継した法人	承継の日から30日以内	商業登記簿謄本		発行後3カ月以内のもの
		第20号	営業の沿革	
		第20号の2	所属建設業団体	該当なしの場合も提出が必要

提出が必要な者	提出期限	内容	備考
・承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時に提出できない者	承継の日から2週間以内	常勤性の確認 ・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（様式第7号又は第7号の2で証明した者） ・営業所の営業所技術者等	確認書類が必要 詳細は「建設業法に基づく許可要件の調査について」を参照

7.【相続】認可申請書添付書類一覧

様式番号	申請書・添付書類	提出の 要否
第22号の10	認可申請書	○
別紙1	営業所一覧表	○
別紙2	営業所技術者等一覧表	○
第2号	工事経歴書	●
第3号	直前3年における工事施工金額	●
第4号	使用人数	○
第6号	誓約書	○
	成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○
	市町村長の身分証明書	○
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	▽ (A、Bのいずれか)
別紙	常勤役員等の略歴書	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
別紙1	常勤役員等の略歴書	
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
第7号の3	健康保険等の加入状況(承継の日から2週間以内に提出)	○
	適切な経營業務の体制の確認書類(P5～7参照)	○
	適切な社会保険の加入の確認書類(P8参照)(承継の日から2週間以内に提出)	○
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○(注)
	卒業証明書	□
第9号	実務経歴証明書	□
	資格証明書	□
第10号	指導監督的実務経歴証明書	□
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	△
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△
第18号	貸借対照表(個人用)	●
第19号	損益計算書(個人用)	●
第20号	営業の沿革	○
第20号の2	所属建設業者団体	▽
第20号の3	主要取引金融機関名	▽
第22号の11	誓約書	○
	預金残高証明書	△
	納税証明書(同意書の提出がない場合のみ)	●
	県税の納税情報の確認に関する同意書	●

○…必要書類

△…場合により必要な書類

承継先が建設業者(建設業の許可を受けている者)である場合に、
(●…事業年度終了後の変更届が提出済みであれば省略可能な書類、
▽…すでに提出している書類から変更がなければ省略可能な書類)

□…被相続人が生前有していた許可において申請人が営業所技術者等になっており、資格要件に変更がない場合に省略可能

※…場合により、認可後、一定期間内に提出が必要な様式があるため、注意すること

(注)…相続先が許可を有していない場合は、承継する業種に係る営業所技術者等について記載すること(区分「1」:新規許可等)、
相続先がすでに許可を有している場合は、認可により新たに許可を有することになる業種に係る営業所技術者等について、
記載すること(区分「3」:営業所技術者等の追加)、なお、すでに相続元または相続先で営業所技術者等となっており、相続後の担当業種や資格区分に変更がない場合は添付省略可能

【その他の提出書類】

様式番号	申請書・添付書類	提出の 要否
	申請人と被相続人との続柄を証する書類(戸籍謄本等)	○
	当該建設業を申請人が継続して営業することに対する当該申請人以外の全ての相続人の同意書	○

VI JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）を利用した申請について

1. 概要

JCIPを利用することで、建設業許可申請や変更届出書の提出をインターネット上で行うことが可能です。

必要書類や要件等に変更はございませんが、書類印刷の手間削減や、紙面の削減等が見込めるため、ぜひご活用ください。

なお、従来通りの書面申請を行っていただくことも可能です。

※譲渡及び譲受けの認可申請等、電子申請に対応していない手続きもございます。電子申請非対応の手続きにつきましては、書面申請を行っていただきますようお願いいたします。

2. 注意事項

JCIPを利用するためには、パソコン、インターネット環境、gBizIDプライムアカウントが必要です。

3. 申請手続（JCIP 利用）

（１）申請書の作成

建設業許可を受けるためには、申請書および添付書類を作成し、JCIP 上にて申請をお願いいたします。

許可制度の概要について、福井県ホームページに紹介していますのでご確認ください。

また、建設業許可申請書を受け付けた後、許可に係る営業所、経營業務の管理責任者、営業所技術者等について営業所調査を行いますので、申請書とあわせて調査依頼書を提出してください。

営業所調査および営業所調査依頼書については、本手引きのP 18～20をご確認ください。

[福井県ホームページ]

○建設業許可制度の概要、申請書様式について

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kyoka.html>

「福井県トップページ」→「組織部署から探す」→「土木部」→「土木管理課」→「建設業許可制度」

(2) 申請・届出に関する JCIP の操作方法について

JCIP の操作方法や gBizID プライムアカウントについて等の基本的な事項については、国土交通省が公開している「建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP) マニュアル」をご参照ください。

[国土交通省ホームページ]

○建設業許可・経営事項審査電子申請システム

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

「システム操作マニュアル」

(3) 申請手数料

・福井県知事許可

新規許可 90,000円

更新 50,000円

業種追加 50,000円

その他上記の組み合わせにより加算されます。

※福井県知事許可の申請手数料納付方法

①キャッシュレス決済端末による納付

②コンビニエンスストアでの納付 (手数料納付システム)

③クレジットカードによるWEB上での納付 (手数料納付システム)

上記の①～③のいずれかの方法で納付してください。

JCIP 上での案内に従って納付手続きを行っていただきますようお願いします。

※一般建設業許可と特定建設業許可を同時に申請する場合や更新許可申請と業種追加許可申請を同時に申請する場合は、それぞれの手数料が必要となるためご注意ください。

4. 申請書の受付、審査

福井県担当者が JCIP 上にて、申請書が許可の基準を満たしているか、記入漏れや内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。受付終了後、申請手数料の納付を行っていただきます。手数料が納付されたことを確認でき次第、申請書の内容が正しいか等の審査を行います。

なお、更新の申請の場合、提出しなければならない「事業年度終了の変更届」の提

出がない場合は申請書の受付ができませんのでご注意ください。

5. 建設業許可の通知等

審査が終了し、許可となった場合は許可通知書を書面にて送付します。

通常、申請書受付後40日程度の審査期間を要します。（大臣許可については、近畿地方整備局へお問い合わせください。）

ただし、受付された場合であっても、内容に疑義、不備がある場合はそれ以上の期間がかかる場合があります。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合はできる限り速やかに提出してください。

補正が必要な事項がある場合はJCIPにて通知いたします。

なお、審査の結果、申請内容が許可要件、基準に適合していない場合は、許可は拒否されます。

6. 確認書類の添付について

確認書類については、用意していただいた**書面をPDF化**してアップロードしてください。以下において書類の添付場所・内容がわかりづらいと考えられる一部項目について補足いたします。

令和5年1月10日現在、知事許可に係る申請において、商業登記簿謄本および納税証明書（福井県税）のバックヤード連携は対応しておりませんのでご了承ください。

様式番号	様式・書類名	添付書類
第1号別紙2（1）	営業所の実態を確認する資料	申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真（新規の場合以外には建設業法第40条に規定する標識の掲示が確認できるものを添付してください。）
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の常勤性を確認する資料	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分） 役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
第7号 （第7号の2についても同様）	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の経験を確認する資料	発注証明書および商業登記簿謄本等 経験の内容によって添付書類が異なりますので、本手引きP5～7をご確認の上、該当する区分の必要書類を添付願います。
第8号	営業所技術者等の常勤性を確認する資料	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）等（※1）、出勤簿（写）

		および賃金台帳（写）（直近 1 ヶ月分） 役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
第 8 号	営業所技術者等の有資格区分を証明する資料	資格を証する資料（技能検定合格証明書、免許証、監理技術者資格者証等） バックヤード連携を行う場合には添付不要。

7. その他

- ・工事経歴書（様式第 2 号）の「注文者」および「工事名」の記入にあたっては、例えば注文者「A」、工事名「A 邸新築工事」と記入するなど、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう注意してください。
- ・申請書に添付する公的機関の証明書類（商業登記簿謄本、納税証明書、成年被後見人等でない旨の登記事項証明書および市町村長の身分証明書等）は**原本を PDF 化して添付**してください。また、これら公的機関が発行する書類については、**申請日の 3 か月以内（金融機関の残高証明書については申請日の 1 か月以内）に発行されたものを添付**してください。
ただし、県税の納税情報の確認に関する同意書を提出した場合は、納税証明書の提出を省略できます。
- ・許可の申請をした者が、都合によりその申請の取り下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を作成し、管轄の土木事務所に提出してください。この場合、申請手数料は還付できません。（取り下げについては JCIP 利用不可）

（※ 1）

- ・健康保険証の写し(申請時点で有効なもの)
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしている場合】
資格情報のお知らせの写し、資格確認証の写し、マイナポータルに表示される被保険者資格情報が分かる画面を印刷したもの

※上記書類のいずれかで確認できない場合は、所属企業の雇用証明書の写し等を提出してください。

【申請書類の提出および問合せ先】

建設業許可申請書類については、営業所が所在する市町を管轄する土木事務所へ提出してください。

提出先	所在地等	管轄市町
土木部土木管理課	〒910-8580 福井市大手 3-17-1 0776-20-0470（直通）	
福井土木事務所 総務課	〒910-0853 福井県福井市城東 4-28-1 0776-24-5114（直通）	福井市 永平寺町
三国土木事務所 総務課	〒913-0011 福井県坂井市三国町水居 17-45 0776-82-2372（直通）	あわら市 坂井市
奥越土木事務所 総務課	〒912-0016 福井県大野市友江 11-14 0779-66-8130（直通）	大野市 勝山市
丹南土木事務所 総務課	〒915-0882 福井県越前市上太田町 42-1-1 0778-23-4539（直通）	鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町
敦賀土木事務所 総務課	〒914-0811 福井県敦賀市中央町 1-7-36 0770-22-5448（直通）	敦賀市 美浜町 若狭町（旧三方町の区域）
小浜土木事務所 総務課	〒917-0241 福井県小浜市遠敷 1-101 0770-56-5950（直通）	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町（旧上中町の区域）